常陸太田市天下野診療所の指定管理予定者を選定しました。

常陸太田市公の施設の指定管理者選定委員会において，下記の者を指定管理予定者として選定しましたので，お知らせします。

記

１　指定管理施設名	常陸太田市天下野診療所
２　指定管理予定者名	一般社団法人常陸太田市医師会
３　指定管理予定期間	令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの２年間
４　応募団体数	１団体
５　選定委員会	常陸太田市公の施設の指定管理者選定委員会設置要項第３条の規定による委員
６　選定手続	非公募
７　審査基準	（１）施設の利用者の平等な利用が確保されるものであること。 （２）施設の効用が最大限に発揮されるものであること。 （３）施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 （４）施設の管理を安定して行う人員，資産その他の経営の規模及び能力を有しており，又は確保できる見込みがあること。 （５）その他市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準。
８　選定	「常陸太田市天下野診療所」については，公募によらない指定管理予定者の選定として「一般社団法人常陸太田市医師会」から指定管理者指定申請書が提出されたため，この１団体の選定について協議した。 審査に当たっては，当該事業者より提出された指定管理者指定申請書に基づき審査を行い，施設管理に係る事業計画及び指定管理料等の収支計画について審査基準等を念頭に総合的な検討を行った結果，「一般社団法人常陸太田市医師会」を，「常陸太田市天下野診療所」の指定管理予定者として適格であると決定した。